

浦安市バドミントン協会会則

(名称)

第1条 本会は、浦安市バドミントン協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は会長宅、もしくは浦安市内の定められた場所に置く。

(目的)

第3条 本会は、バドミントンを通じて、体位及び技術の向上と会員相互の親睦を図り、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種競技会等の開催及び共催
- (2) 講習会等の開催
- (3) 体育に関し、体協等に対する意見具申、またはその施策に対する協力
- (4) 同じ目的を有する他の諸団体との連絡
- (5) その他、本会の目的に必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し加盟する団体及び個人で、浦安市に在宅、在勤、在学する者をもって構成する。

(加盟)

第6条 本会の加盟申請は、所定の申請書により会長に提出し、理事会の承認を経て加盟できる。

(脱退)

第7条 会員は、第5条に掲げる資格を失った時、または本会の会員として不適当と認められた時は、理事会の承認を経て脱退させことがある。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名

- (5) 理事 若干名
- (6) 評議員 若干名
- (7) 会計 2名
- (8) 書紀 2名
- (9) 監事 2名

(役員の選出)

第9条 役員の選出は次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、会計、書紀、監事は評議員会において選出する。
- (2) 理事は、加盟団体より各団体若干名選出する。
- (3) 理事長、副理事長は、理事の互選により選出する。
- (4) 評議員は、加盟団体より各団体2名選出する。
- (5) 会長は、顧問及び参与を委嘱することができる。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時、その職務を代理する。また、会長の命により会務執行の部門を担当する。
- (3) 理事長は、本会の業務を掌り理事会を主宰する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時、その職務を代理する。
- (5) 理事は、理事会を構成し会務を執行する。
- (6) 会計は、本会の会計を担当する。
- (7) 書記は、庶務に従事する。
- (8) 評議員は、各団体を代表し評議員会の審議にあたる。
- (9) 監事は、財務を監査する。
- (10) 顧問は会長の諮問に応ずる。
- (11) 参与は会議に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

第11条 理事以外の役員の任期は1期とする。なお、1期は2年とし、再任を妨げない。

2 理事の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(補欠役員)

第12条 補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。

(監督)

第13条 当協会に監督を男女各1名置くこととする。

(1) 選出

会長の推薦により理事会の承認をもって決定する。

(2) 任期

監督の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(3) 監督の責務

- ① 代表選手の選考
- ② 選手団の強化練習の立案、実行及び指導
- ③ 大会において、メンバーの決定及び作成指導

(会議)

第14条 本会の会議は、評議員会ならびに理事会とする。

(招集と構成)

第15条 評議員会は、会長が招集し、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、評議員、会計、書紀及び監事をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集し、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、会計、書紀をもって構成する。

(評議員会)

第16条 評議員会は、予算、決算、事業計画その他本会の運営事項を決議する。

(理事会)

第17条 理事会は、評議員会の決議に従い、会務の執行を決議する。

(経費)

第18条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

(1) 交付金及び補助金

(2) 登録料 年額登録料 団体登録料 —————— 3,000 円

(3) 寄付金

(4) その他の収入金 個人登録料 — 個人会員— 3,000 円
団体会員— 1,300 円

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(会則の変更)

第20条 会則は、評議員会において定数の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

(会議の成立と議決)

第21条

会議は、定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。但し、同一議題について再開する時は、半数に満たなくても成立する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(付則)

1. 本会は、浦安市体育協会の加盟団体となる。
2. この会則は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。
3. 改定 平成 2 年 4 月 1 日
4. 改定 平成 8 年 4 月 6 日
5. 改定 平成 19 年 3 月 21 日
6. 改定 平成 21 年 3 月 29 日
7. 改定 平成 22 年 3 月 21 日
8. 改定 平成 28 年 3 月 27 日
9. 改定 平成 31 年 3 月 24 日
10. 改定 令和 5 年 6 月 11 日
11. 改定 令和 7 年 6 月 1 日